

水道課より

消費税過誤徴収分還付のお知らせ

水道管設置工事時に納めていただいております
設計審査手数料や、指定給水装置工事事業者の
指定を受けるための指定手数料などに対し、誤って
消費税を徴収していたことが判明しました。誤って
徴収した消費税分について還付させていただくため、
対象者の方には、10月末より順次水道課から、還付
金額および還付方法を記載した通知をお送りしてお
ります。

通知を受けられた方は、お手数をおかけいたします
が、同封の「還付請求書」に必要事項をご記入の
うえ、返信用封筒(切手不要)にて、**12月31日(月)**
までの返信にご協力くださいますようお願いいたし
ます。

通知の送付先については、工事申請書に記載さ
れております「申込者(手数料納付者)」様宛に送付
しております。

還付の対象になると思われる方で、通知が届い
ていない方は、水道課までお問い合わせください。

【還付対象者】

(1)平成9年度から平成29年度の間に、新築や改築
などにより、給水装置の新設、増設または変更工
事の申請を行った際、次の手数料を納めた方。

- ①設計審査手数料
- ②竣工検査手数料
- ③工事申込手数料

(2)平成17年度から平成29年度の間に、指定給水
装置工事事業者指定申請書を提出した際、次の
手数料を納めた方。

- ①指定工事業者指定手数料

※水道料金にかかる消費税ではありません。

※還付金詐欺にご注意ください。

【お問い合わせ先】

市水道課(田浦町字中西103番)

☎ 32・6188/FAX 35・0647

Mail:suidou@city.komatsushima.

i-tokushima.jp

地域密着型サービス事業者を公募

＝1月25日まで受付＝

小松島市では、「小松島市高齢者福祉計画・第7期介護保
険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所の整備
を推進しています。

地域密着型サービスとは、介護の認定を受けた方々が住
み慣れた地域で生活する支援するものです。
については左記期間、地域密着型サービス事業者を公募し
ています。応募資格などについて、市ホームページにてご
確認ください。

【公募する地域密着型サービス】

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅
介護

○認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同
生活介護

【参加表明書受付締切日】

平成31年1月25日(金)

【提案書類などの提出期限】

平成31年2月28日(木)

【お問い合わせ・申込先】

市介護福祉課(市役所1階⑦番窓口)

☎ 32・3507/FAX 35・0272

Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

